

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(1)の事業名)	高齢者居住安定基金 (リフォーム融資債務保証事業、マンション建替え等融資債務保証事業)
法人名	財団法人高齢者住宅財団
基金額(国庫補助金等相当額)	514百万円(514百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(1)を行っている場合は、その概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーリフォームのための高齢者に対する特別な融資に係る債務保証(リフォーム融資債務保証事業)</li> <li>・従前居住者である高齢者が行う共同建替え及びマンション建替えに係る建築物の建設等のための高齢者に対する特別な融資にかかる債務保証(マンション建替え等融資債務保証事業)</li> <li>・賃貸住宅の貸主の不安の主要な要因となっている滞納家賃に対する貸主の不安を解消するための家賃債務保証(家賃債務保証事業)</li> <li>・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する高齢者の住み替え支援制度に係る債務保証(住み替え支援保証事業)</li> </ul>

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要(平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(2))	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	<p>リフォーム融資債務保証事業及び家賃債務保証事業については、高齢者居住法を受けて実施される事業であって、事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業であること。この事業の目的である高齢者等の居住の安定の確保は、国が責任をもって計画的に推進していくべき分野であること。また、民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効活用により実施していくための基本的なツールとして、高齢社会における高齢者の生活を支える基盤となるものであることから、時限的な措置になじむものではなく、当該事業については終期を設定しない。</p> <p>マンション建替え等融資債務保証事業及び住み替え支援保証事業については、平成27年度末に事業を終了する。ただし、高齢者の居住の安定等に係る社会情勢への対応のため、事業を継続する必要性が認められる場合には、終了する時期を延長する。</p> <p>次回見直しは平成23年度までに実施する。</p>
次回の見直し時期	次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標	<p>家賃債務保証事業について、高齢者の賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>リフォーム融資債務保証事業について、高齢者の居住する住宅の円滑な改修の促進</p> <p>マンション建替え等融資債務保証事業について、高齢者が居住する老朽化したマンションの円滑な建替えの促進</p> <p>住み替え支援保証事業について、持家を有する高齢者の高齢期の生活に適した住宅への円滑な住み替えの促進</p>
目標達成度の評価	<p>高齢者の賃貸住宅の円滑な入居、高齢者の居住する住宅の円滑な改修、高齢者が居住する老朽化したマンションの円滑な建替えの促進、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への円滑な住み替えの促進について、着実に実績があがってきているところ。今後とも、各事業により、高齢者の居住の安定確保等を実現していく。</p>
基金の保有割合	算出した保有割合は、0.79であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	<p>(算出に用いた方式)</p> <p>(算出に用いた方式)</p> <p>保有割合 = 直近年度末の基金額 × 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率 ÷ (債務保証残高 + 債務保証見込額)</p> <p>(算出に用いた数値)</p> <p>直近年度末の基金額：平成19年度末の基金額：514百万円</p> <p>債務保証限度倍率：家賃債務保証事業、融資債務保証事業30倍、住み替え支援保証事業12.5倍</p> <p>債務保証残高：平成19年度末：家賃債務保証事業219百万円、融資債務保証事業735百万円、住み替え支援保証事業109百万円</p>

	債務保証見込額：平成20年度～平成27年度末：家賃債務保証事業361百万円、融資債務保証事業1575百万円、住み替え支援保証事業6628百万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・無
	〔有の場合〕該当する理由	
	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）	
その他		

（1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（2）「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20年12月24日行政改革推進本部決定）

（3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。